

令和3年11月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会(事前)

令和3年11月25日(木)

[委員会の概要]

南委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(説明資料)

【報告事項】

○医療介護総合確保促進法に基づく令和3年度県計画(介護分)の概要について
(資料1)

○未来創生文化部指定管理候補者の選定結果について(資料2)

○「とくしま青少年プラン2022」中間とりまとめについて
(資料3-1, 資料3-2)

○「とくしまマリッジサポートセンター(マリッサとくしま)」の移転リニューアル
オープンについて
(資料4)

伊藤保健福祉部長

保健福祉部から、1点御報告させていただきます。お手元に御配付の資料1を御覧ください。

医療介護総合確保促進法に基づく令和3年度県計画(介護分)の概要についてでございます。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、医療・介護サービス提供体制を確保するため、平成26年度から設置されております地域医療介護総合確保基金におきまして、この基金で実施する介護分の事業について、徳島県地域介護総合確保推進協議会の委員である介護施設事業者等の専門分野の方々に御意見を頂きながら、令和3年度県計画を策定し、国に提出することとなっております。

1、基金の状況でございますが、令和3年度につきましては、介護分として国全体で、824億円が確保されており、徳島県には約7億8,000万円、うち介護施設等の整備に関する事業として約4億2,000万円、介護従事者の確保に関する事業として約3億6,000万円が配分されております。

2、事業概要でございますが、今年度からの新たな事業である介護施設等において、看取り対応が可能な環境を整備するため、施設の改修やベッド等の整備事業に要する経費を支援する介護施設等の看取り環境の整備、福祉系高校に通う学生を対象に返済免除付き貸付けを行う福祉系高校修学資金貸付事業をはじめとして、これまでも実施してまいりまし

た介護施設等の整備に関する事業における介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業、大規模修繕時の介護ロボット・ICT等導入支援事業、介護従事者の確保に関する事業における徳島県介護総合確保推進協議会運営事業、認知症ケアに携わる人材育成事業など、多くの事業を盛り込んでいるところです。

今後もこの基金を活用し、地域における医療・介護サービス提供体制の充実に向け、積極的に取り組んでまいります。

報告は以上であります。よろしくお願ひいたします。

上田未来創生文化部長

今回、御審議いただきます案件は、債務負担行為並びにその他の議案等といたしまして、条例案及び指定管理者の指定についてでございます。

委員会説明資料の1ページを御覧ください。債務負担行為についてでございます。未来創生文化部所管の公の施設に係る指定管理者の指定につきましては、後ほど御説明させていただきますが、次世代育成・青少年課所管の徳島県青少年センターの管理運営協定におきまして、令和4年度に5,694万3,000円、債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

2ページを御覧ください。次に、その他の議案等につきまして、御説明いたします。

(1) 条例案でございます。徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。青少年センターの利便性の向上に資するため、同センターの位置を寺島本町西1丁目、アミコビル内に変更するとともに、新たに設ける施設の利用料金の基準額を定める等の必要があることから、改正を行うものでございます。施行期日につきましては、令和4年1月1日としております。

3ページを御覧ください。(2) 指定管理者の指定についてでございます。未来創生文化部所管の公の施設における指定管理者の指定につきまして議決をお願いするものでございます。徳島県青少年センターでは、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの期間、徳島県青少年センター共同事業体を施設の指定管理者として指定するものでございます。なお、資料2、未来創生文化部指定管理候補者の選定結果についてに選定理由等を記載しておりますので、御参照ください。

以上が、今議会に提出を予定している案件でございます。

続きまして、この際、2点御報告させていただきます。

資料3-1を御覧ください。とくしま青少年プラン2022中間とりまとめについてでございます。1の計画策定の趣旨でございますが、現計画の計画期間が今年度末に終了することから、徳島県青少年健全育成条例に基づく、青少年の健全な育成に関する基本計画及び子ども若者育成支援推進法における都道府県子ども若者計画として、とくしま青少年プラン2022を策定するものでございます。

2の計画の期間としては、令和4年度から令和8年度までの5年間、3の計画の対象は、おおむね30歳までとし、円滑な社会生活を営む上で困難を有する30歳代も対象としております。4の計画の施策体系でございますが、基本理念として、未来に向かって挑戦し、成長・活躍できるとくしまの実現を掲げ、全ての青少年の健やかな育成をはじめ、五つの基本目標を定めております。さらに、困難な状況に応じた支援や、子育て支援の充実と子供

の居場所づくりなど、新たな課題にも対応する15の基本施策を掲げ、具体的な取組を進めてまいります。5の意識調査につきまして、計画策定の参考とするため、県内の青少年を対象にした意識調査を実施しております。6の今後のスケジュールといたしまして、県議会で御論議を頂くとともに、パブリックコメントを実施し、その後、徳島県青少年健全育成審議会での御審議、答申を経まして、令和4年2月定例会の当委員会において、計画最終案を御報告申し上げる予定としており、今年度中に計画を策定してまいりたいと考えております。なお、中間とりまとめの詳細につきましては、資料3-2を御参照いただきたいと存じます。

次に、資料4を御覧ください。とくしまマリッジサポートセンター、マリッサとくしまの移転リニューアルオープンについてでございます。アミコビルへの移転リニューアルを進めてまいりましたとくしまマリッジサポートセンター、通称マリッサとくしまにつきましては、11月26日にプレオープン、11月27日にグランドオープンする運びとなりました。移転後の相談時間、オープニングセレモニー等につきましては、記載のとおりとしており、新たなマリッサとくしまの主な機能の充実といたしましては、プライバシーを確保した相談コーナーの拡充、プロフィール写真撮影スペースの新設など、プライバシーの確保と利便性の向上を図ることとしております。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

南委員長

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

長池委員

とくしま青少年プランを今初めて見たのですが、どこかこのページの中で、子ども食堂という記述はあるのですか。探したのですがけれども、あれば、何ページと言っていたら有り難いです。なければ、再検討いただきたいと思っているのですが、御答弁よろしくお願ひします。

高島次世代育成・青少年課長

中間とりまとめの42ページの一番下でございますが、子どもの居場所づくりということで、子ども食堂やユニバーサルカフェについて記載しております。

長池委員

居場所づくりということで、進めていただいているということですね。分かりました。

私は、子供の貧困問題であったり、居場所づくりもそうなのですが、子ども食堂を是非徳島県内でも大きく展開していただきたいというのは、従前から申し上げます。最近そういった県のネットワークを支えるようなNPOも立ち上がっておりますし、そう

いう部分をしっかり県のほうでも認識はされていると思うのですが、是非これからの5年間に向けて、子ども食堂を展開していただきたいなと思っています。記述も1か所なので少し心もとないなと思うのです。そのあたり子ども食堂に対してどうお考えなのかをお聞かせ願えたらと思います。

高島次世代育成・青少年課長

記述におきましては、この部分となっておりますが、担当部局と関連部局が連携いたしまして、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

長池委員

是非今後、協議をしっかり進めていきながら、私もその一員となって広げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、国のほうで医療介護に関係する人の給料を月額9,000円くらい上げるとか、そういう話になっているように思うのですが、8,000円ですか、少ないなと思ひながらも、そのあたりは県のほうで何か情報が入っているのでしょうか。いつ頃からとか、具体的な段取りみたいなの、まだ、こちらへ下りてきていなかったら、下りていないでよいのですが、分かる範囲で願ひしたいと思ひます。

川人長寿いきがい課長

この度の介護職、保育士の処遇改善についての御質問でございますけれども、政府が11月19日に決定いたしました経済対策の中に、介護職や保育士らの月収を3パーセント程度引き上げる賃上げの実施ということが盛り込まれているところでございます。

ただ、実際のところ、こういった形で行っていくのかにつきましては、まだ情報が入っていない状況でございます。

長池委員

9,000円と言ったら本当に何か少ないなと思ひました。もっといけるのかなと思うのですが、県のほうで上乘せとかできないのですか。そういうのは、全く検討していませんか。

川人長寿いきがい課長

まずは、今回、国の経済対策について言われております賃上げの実施を優先していきたいと考えておりますので、現在のところ、その上乘せといったような検討につきましては、まだ行っていない状況でございます。

長池委員

賃上げというのは、大変な人数がおりますので、9,000円でも、国全体としてはばく大な金額になるので厳しいのだろうなと思ひます。よくあるのは、国はその分を渡したけれど、実質働く人の元に9,000円もそのままいくのかどうか、最終的にはその雇主がきちんと賃上げできるのかどうかという心配の声を聞いたのですが、そのあたりの仕組みもまだ分かっていないのですか。答えられる範囲で願ひします。

川人長寿いきがい課長

配分等の仕組みについての御質問でございますけれども、現在はまだこういった形でというところは見えない中でございます。

これまで介護職員の賃金アップ等につきましては、介護職員の処遇改善加算等が行われているところでございまして、こうしたあたりの仕組みも参考になってくるのかと思っておりますけれども、最終的には介護職員の賃金アップにつながるように、その内容等につきましてはチェック等を十分に行っていきたいと考えております。

長池委員

是非、現場で混乱しないように、県のほうも、監視というのもおかしいのですけれども、情報をしっかり共有して、事業者、そして雇用される側の方々が、しっかり手に取っていただけるような指導をしていただけたらと思います。

最後に、あと1点、18歳以下の方への10万円給付、このあたりは年内に5万円、年度内にクーポンで5万円でしたか、そのあたり県のほうとしては何か準備というか、どんな話になっているのか、先ほどの9,000円と同じような質問なのですが、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

高島次世代育成・青少年課長

10万円の給付につきましては、現金で5万円、それとクーポンで5万円という話を聞いております。現金につきましては、市町村が主には給付の窓口になろうかと思っております。今、国のほうからもQ&A等々の事業に対する制度設計といいますか、そのような取りまとめをしているような状況でございます。

クーポンにつきましては、まだ詳しくは措置等々も来ていないような状況でございます。

長池委員

これに関しては、多分きちんと5万円とか10万円でいくのだと思います。間で市町村が抜くということはないと思いますので、ただ政府のほうもスピード感を持ってという話の中で、市町村でスピードに余り大きな格差が出てはいけませんので、県のほうでもそういった地域差が出ないようにうまく指導といいますか、それこそまた連携しながら行っていただきたいと思います。

南委員長

ほかに、ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

ないようですので、この際、委員各位にお諮りします。

ただいま、扶川議員から発言の申出がありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とするという申し合わせがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

扶川議員

最初に介護施設等の整備に関する事業、今回、出ているものについてお尋ねをします。この中で地域密着型サービス等整備助成事業が入っていますけれども、地域密着型というのは30人未満の小規模な施設で、市町村が指導監督する施設という説明を受けておりますが、現状の数字と今回助成される事業所の数の見通しを教えてください。

川人長寿いきがい課長

ただいま、扶川議員から、今回の地域医療介護総合確保基金にある、地域密着型サービス等の整備助成事業についての御質問を頂いたところでございます。

地域密着型サービス等につきましては、高齢者が重度の要介護状態になりましても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、身近な市町村でサービス提供が受けられるためのサービスでございます。

この地域密着型サービスにつきましてはの指定数ですけれども、行う事業者につきましては、356件という状況になっているところでございます。

今回、この地域密着型サービスの整備助成事業の中にあるものにつきましては、この委員会報告資料1の2(1)(ア)の括弧の中でございますけれども、介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業というものが内容になってございます。

今年度、この部分につきましては、県計画といたしまして特別養護老人ホーム2施設、それから介護老人保健施設1施設におけます大規模修繕を計画しているところでございます。

扶川議員

創設を条件に行うということで、そうしたら、合計が360件になるのですか。

川人長寿いきがい課長

先ほど申しました地域密着のサービス事業所の数については、356件となっているところですが、今回の県計画におけます事業につきましては、地域密着型サービスの施設の創設と併せてということですので足される形になってきまして、地域密着型の特別養護老人ホームあるいはグループホーム、それから小規模多機能の3か所が増えてくるのに併せて、広域型の施設についての大規模修繕等を行うというものでございます。

扶川議員

大体3か所だから359件ですね、分かりました。

そうしたら県が管理している、指導したり監査したりする施設数は幾らあるのですか。

川人長寿いきがい課長

県が指導・監督等を行います事業所の指定又は許可を行っております事業所につきましては、訪問介護などの居宅サービスの事業者で4,396件、それから介護保険の施設で151件という形になってございます。

扶川議員

分かりました。最近、施設の監査とか指導に関して、コロナによって余りできていないという話を聞いておりますが、県の場合、この指導監査の状況について、年次の推移を教えてくださいいただけますか。

川人長寿いきがい課長

介護保険施設等に対します指導等の状況でございます。

県では指導や監査に当たりまして、徳島県介護保険施設等指導要項や徳島県介護保険施設等監査要項に基づきまして、介護保険施設につきましてはおおむね2年に1回、居宅サービスにつきましてはおおむね3年に1回という頻度を定めまして、計画的な指導等を行っているところでございます。

しかし、先ほど議員がおっしゃたとおり、令和2年度以降ですけれども新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みまして、国からも実地指導それから集団指導等の実施について特段の配慮を求めるという通知があったところでございます。現在のところ現地での指導というところは必要最小限とした上で、書面による指導でありましたり、オンライン等を活用した集団指導を併せて実施して、必要な指導を行っているところでございます。数につきましてはすみませんが、まだ整理のついたものが手元にございません。

扶川議員

コロナの中で、高齢者施設でも、家族に対する面会が制限されたりして、いろいろ不便を掛けているわけですけれども、その中で、入所者に対する待遇が悪化していないかということも心配されるわけですね。

既に具体的な例なども耳にしましたのでお知らせしてはいますが、そういうことがないように、もうコロナが落ち着いてきているのですから、早急に指導監査を構築し直して、情報が入っているようなものに対しては、速やかな対処をお願いしたいのですが、いかがですか。

川人長寿いきがい課長

新型コロナウイルスの感染状況、確かに落ち着いてきているところでございます。

第4波が終わって以降ですけれども、今の感染状況も鑑みまして、実地指導の件数につきましては増やしていっているところでございますので、今後も感染状況を踏まえながら実地指導を行っていきたくと考えております。

扶川議員

次に、青少年センターの関係を少しお尋ねしますが、青少年センター移転に伴って、従来あった施設が減らないのか、どんなふうになるのかと関心があるわけです。

従来設置されていた設置数、施設と比べて何が増え、何が変わらず、何が減るのか、簡単に説明していただけますか。

高島次世代育成・青少年課長

青少年センターの機能につきまして、現施設と新しい施設での変化でございます。

まず、会議室でありましたり、少々形態は異なりますが、今、地下にありますフットサルコートが屋上に参りますほか、和室、音楽室等々、機能につきましては、ほぼ今の施設と同等の部分が確保できていると考えております。

一部、小体育室、武道等々をするスポーツ畳を敷くような施設につきましては、新たな施設にはございません。

ただ、今度の新たな施設につきましては、読書や個人が学習できるような自習室でございますとか、アクティブラーニングとか、友人との会話を楽しむようなシェアリビング、またeスポーツの体験や大会の開催ができますデジタルスタジオにつきましては、新たに設けることとしております。

扶川議員

小体育室が無くなるとか、それからフットサルをやる運動場が従来は屋根付きだったのですが、屋根無しになってしまうというマイナスもあるけれども、eスポーツ施設など、新しくできるものもあるし、自習室などは会議室の転用ではなくて新たなものを設けると。プラスマイナスがあるということですね。

ここで無くなる、例えば小体育室であるとか、それから不便になるであろう、雨天時に使えないフットサル施設であるとか、今後、苦情とかそういうものが出てこないかどうか、きちんとモニターした上で、対策がとれるものであったらとっていただきたいという思いはあります。それはそれで分かりました。

それと、金銭的な問題ですが、移転に当たる費用はもう既に当初予算などで出ているのでしょうか、簡単に教えてほしいのですが、移転・取壊しに係る費用、それから指定管理の指定に係る費用、それから施設の借上げに係る費用をまとめて説明していただけますか。

高島次世代育成・青少年課長

まず、新たな施設の施設整備に係る費用でございます。

これは6月議会でお認めを頂いておりますが、7階部分に参ります消費者情報センターとマリッサとくしま、9階部分に参ります新たな青少年センターや屋上のスポーツコートを含めまして、7億1,325万9,800円でございます。

それと、解体の費用でございます。本体の解体の工事費につきまして3億1,350万円、それと外壁のアスベスト除去につきまして1億5,562万300円でございます。

それと、新たな施設の指定管理でございます。年間ベースで令和4年度につきましては5,694万3,000円となります。

新たな施設の賃借につきましては今、徳島都市開発のほうと、共用部分等々の管理の取扱いなどを協議している状況で、金額につきましても協議中でございます。

扶川議員

時間が余りないので、あと少しだけお聞きしますが、指定管理の分は従来から比べて3,000万円が減るそうですね。8,000万円台から5,000万円台になると。それに比べて新たに発生するのが賃借料、そのあたり差引きして、どの程度増減するのかということが分かるとしたら、また確かなところを教えてくださいと思います。

それから、休館日は減るのですね。第2週、第4週の休館日だったのが第4週だけになるということですね。

また、この利用者の層について、学生とか一般とか、そのあたりの変化の見通しがあったら教えてください。

高島次世代育成・青少年課長

新たな施設の利用者の層ですが、青少年センターですので、主には青少年の方に利用いただくのですが、駅前という利便性から、にぎわいの創出も期待されますので、青少年だけではなく高齢者の方も含めまして、いろいろな方に御利用いただけるようになると考えております。

南委員長

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。(11時06分)